

# 入札公告

令和4年8月3日

国立研究開発法人  
国立国際医療研究センター 理事長 國土 典宏

下記役務の調達にあたり一般競争入札を行います。

## 1. 競争に付する事項

- (1) 件名 建築物点検業務委託 一式
- (2) 履行期限 令和5年3月31日
- (3) 納入場所 ①東京都新宿区戸山1-21-1 国立国際医療研究センター  
②千葉県市川市国府台1-7-1 国立国際医療研究センター国府台病院  
③東京都清瀬市梅園1-2-1 国立看護大学校
- (4) 入札方法 一般競争入札とし、総額をもって比較する。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立国際医療研究センター契約事務取扱細則第5条に基づき、理事長等が定める資格を有する者であること。(令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」におけるB、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。)
- (2) 国立国際医療研究センター契約事務取扱細則第6条及び7条に該当しないこと。
- (3) その他、入札説明書に定めるもの

## 3. 入札手続き等

### (1) 担当部署

#### ① 入札に関すること

- 1. 〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1
- 2. 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 3. 総務課 調達企画室 契約第一係 天白
  - ① TEL 03-3202-7181
  - ② FAX 03-3202-1038
  - ③ MAIL [mtempaku@it.ncgm.go.jp](mailto:mtempaku@it.ncgm.go.jp)

#### ② 工事内容に関すること

- 1. 〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1
- 2. 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 3. 財務経理課 施設管理室 管財係 濱田
  - ① TEL 03-6228-0473
  - ② FAX 03-3207-1038
  - ③ MAIL [khamada@hosp.ncgm.go.jp](mailto:khamada@hosp.ncgm.go.jp)

### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年8月3日から令和4年8月19日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日09時00分から17時00分まで)電子メールにて交付する。詳細は説明書参照のこと。

### (3) 競争参加資格確認関係書類の提出期限並びに提出場所及び方法

令和4年8月3日9時00分から令和4年8月19日17時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)までに(1)①の担当部署に持参又は郵送すること。(資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された資料は返却されない。)

### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和4年8月26日15時30分。国立研究開発法人国立国際医療研究センター内会議室

- ①入札書は(別紙1)の様式にて作成し、開札当日に持参すること。提出に際しては封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)を記入し、並びに「令和〇年〇月〇日開札[件名]の入札

書在中」と朱書しなければならない。

- ②開札当日に参加できず郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和〇年〇月〇日開札〔件名〕の入札書在中」の旨を朱書し、中封筒の封皮には開札当日に持参する場合と同様に記入し、上記3（1）①宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない

#### 4. その他

##### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 契約の履行保証

落札者は、請負代金が1,000万円を超える場合、公共工事履行保証証券による保証（2年の契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金相当額の10分の3以上とする。

##### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

##### (4) 交渉権者及び契約価格の決定方法

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合には、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定する。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

##### (5) 手続における交渉の有無 無。

##### (6) 契約書作成の要否 要。

##### (7) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

##### (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

##### (9) 詳細は入札説明書による。